戦後日展の再編と GHQ/SCAP に関する一考察

川村 笑子

はじめに

1944年の文部省戦時特別美術展覧会以来、活動を中 断していた文展(文部省美術展覧会の略称)は、終戦の 翌月の1945年9月には文部大臣によって帝国芸術院会 員に対する諮問会合が開かれ、全員一致で再開が要望さ れた。そして、11月には翌年3月に日本美術展覧会(以 下、日展とする)と改称して開催することが発表される。 終戦直後の占領期を含んだ1950年代にわたる約15年と いう期間は、国内唯一の官設展覧会として誕生した日展 にとって、1958年に社団法人へ改組するまでのいわば 官営から民営へと移行する再編の時代であり、およそ 50年続いた官展の歴史を閉じ、新たな戦後体制を構築 していくことになる重要な期間といえる。終戦直後から 1952年の主権回復まで続いた占領期の日本では、GHQ/ SCAP (General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers、以下 GHQ とする) が国内における行政 上のすべての政策を実質上指揮し、非軍事化と民主化を 徹底していった。そのなかで、教育改革、宗教政策、マ スコミ統制などの文化的側面を担ったのが、民間情報教 育局 (Civil Information and Education Section、以下 CIE と する(1))である。特に、美術や文化財に関する行政指導 を担当したのが美術記念物課 (Arts and Monuments Division) © であり、東洋美術を専門とする美術館学芸員や研 究者が美術顧問官として派遣された⁽³⁾。

近年、美術史における GHQ および CIE 美術記念物課 と日本美術界とのかかわりについては研究が積み重ねら れつつある。しかし、国内画壇に対する指導的介入につ いてはほとんど言及されてきていない。美術記念物課の 主な活動が古美術品や工芸品、文化財の保護・保全、文 化制度の民主化にあったことから、現存する美術家から なる画壇への取り組みが希薄だった可能性も考えられ る。そこで本稿では、CIE 美術記念物課による国内画壇 への介入について考察することで、戦後画壇の再編過程 の一端を示し、見落とされてきた日本現代美術史上にお ける画壇の足跡を明らかにすることを目的とする。唯一 の画壇に対する公的な関与としては、美術記念物課のプ ラマー(James Marshall Plumer、1899-1960)による日展 運営に対する声明が知られているが、文部省や美術家た ちとどのような交渉を経て発表に至ったかなどの詳細に ついてはほとんど不明なままである。よって、これま で見過ごされてきたこの声明の経緯を確認したうえで、 プラマーによるメモと思われる GHQ/SCAP 文書(以下、 GHQ 文書とする) (4) の記述を手がかりに、日展および国 内画壇へ対する関心が CIE 内に確かに存在していたこと を示したい。

1 GHQ と日本の美術界に関する先行研究

まず、GHQと日本美術界に関する先行研究について 確認する。占領期における国内の美術状況については、 戦後美術の当事者といえる瀬木慎一氏によって、美術批 評家としての自身の体験をふまえつつその状況が語られ てきた^⑤。近年では、瀬木氏の著書で触れられてきた事 柄や背景に踏み込み、GHQ文書も読み解きながら研究 が進められ、特にCIE美術記念物課が日本の美術界に およぼした影響の実態が明らかになりつつある。その研 究の嚆矢とよべるのが、佐藤香里氏の研究で、美術記念 物課の人事や設立経緯、文化財保護にかかわる政策、日 本人美術史家との関係などの詳細が明らかにされてき た®。朴昭炫氏は、国立博物館の運営改革について同課 と日本側との交渉過程をたどり、日本側の意思を尊重し て物事が進められていた様子を浮き彫りにしの、志邨匠 子氏は、美術記念物課のシャーマン・リー (Sherman E. Lee、1918-2008) の帰国後の活動を追い、アメリカで の日本美術受容におよぼした彼の日本美術史観やアメリ カで企画された数々の日本古美術展覧会の開催経緯など の分析を行ってきた (8)。また桑原規子氏は、接収された GHQ の施設を舞台に繰り広げられた GHQ 関係者と日本 の美術家たちとの交流やアメリカでの日本美術普及にか かわった在日欧米人の活動などについて明らかにしの、 五十殿利治氏は、一般人を対象にアメリカの慣習や社会 政策などの実態を知らせようと設置された CIE 図書館 (CIE Information Center) について、蔵書や美術関係者 の利用、アメリカ絵画の複製画の展示事業などについて 分析を行った(10)。一方、工芸分野では、佐藤直子氏が 無形文化財の概念誕生に美術記念物課がかかわった可能 性について、同課が日本の工芸技術をどのように認識し ていたのかを GHQ 文書内の膨大な工芸関係者リストを 参照しながら分析し⁽¹¹⁾、境野飛鳥氏は美術記念物課の 関与が認められる文化財保護法の成立について、同課と 日本側との交渉に着目し、法案の成立過程を詳細に検証 している(12)。

以上のように、GHQ および CIE 美術記念物課が日本 美術界に残した数々の痕跡が浮き彫りにされてきたが、 以下ではいまだ明らかにされていない国内画壇につい て、先行研究での成果を参照しつつ、当事者であったプ ラマーに着目し、CIE による画壇への介入の一端を指摘 したい。

2 日展再編の経緯とプラマーの声明

プラマーの前任のシャーマン・リーは、後年の回想で 美術記念物課の業務について以下のように記している。 「建築物を含む美術品を記録することに加えて、課は 国立公園も担当し、現存する芸術家や彼らの組織(living artists and their organizations)を奨励することも担っていた。私たちはまた美術館や美術展示場の公明正大な運用の「民主化」も奨励していた。特に東京では、上野公園に都美術館があり、伝統志向の日展や前衛志向を含んだ様々な西洋様式のグループといった美術団体が競って毎年展覧会を行う開催地であった。」(③)(引用者訳)

これは、具体的な政策については言及していないものの、日本の美術団体について触れた貴重な証言といえる。現段階において、リーによる日展や美術団体による国内画壇に言及した資料は見つかっていないため、画壇に対する態度がうかがえる今のところ唯一の証言といえるだろう。本章ではまず、日展の再編経緯に美術記念物課がどのようにかかわっていたかという事実を確認する。画壇に対しては、他の政策のように GHQ 文書内にまとまった記述が見当たらないことをふまえ、GHQ 文書に限らず日展再編の経緯を跡づけられる資料の提示については今後の課題としたい。

2-1 第4回日展の開催をめぐる議論

第1回日展は、文部省主催のもと東京都美術館で1946年3月1日に始まり、来日していたアメリカ教育使節団も観覧し (14) (図1)、GHQによる米軍向け機関紙PACIFIC STARS AND STRIPESにも展評が掲載された(15) (図2)。しかし、京都画壇は出品期日まで時間がないとして会期延長を求めて抗議文を文部省に提出し、文部省は改革案を提示することで協力を要請するなど、幕開け

図 2 Americo Paredes, "Nudes Stage Comeback As Japanese Art Show Opens", *PACIFIC STARS AND STRIPES*, March 24, 1946, p.4.

まで難航する状況にあった。第1回展以降も、日展の改革案は提出され続け、開催の可否についても毎年協議され、開催が決定するたびに在野団体が不参加を表明するという堂々巡りが続いた。

このようななか、1948年10月の第4回展へ向けての準備が進められていく過程で、日展の廃止論が大きく取り沙汰されることになる。4月28日の読売新聞では、開催の可否や、主催を文部省ではなく芸術院とするのかなどを来月開かれる芸術院第一部部会で決定するとして、審査員の選定に五案が提出されることが内容とともに伝えられている(16)。そして、5月11日の部会では日本芸術院を主催とした開催が決定し、書が加わることや

図1 「米教育使節団が日展見物」『読売新聞』 1946年3月11日付、朝刊、2頁

無鑑査は芸術院会員とその年の審査員になった作家、審 査は芸術院会員および芸術院会員が選考した作家で構成 することなどが取り決められた(17)。しかし、7月3日に 開かれた洋画の主要12団体からなる美術団体懇話会で、 二科、自由美術、美術文化などの7団体が「政府主催の 展覧会の廃止には賛成、官展の再組織には絶対反対」と いう旨の声明を出し、不参加を表明したのであった(18)。 官僚の独断に批判が集まった結果、主催を文部省から芸 術院へ移行することを決めたものの、芸術院も政府の官 制による団体であるとして果たして主催者として適当か どうかという批判が出たのである。これに反応するかた ちで、7月5日の毎日新聞は、政府主催の展覧会廃止と 芸術院主催の可否について日本画 (鏑木清方)、洋画 (安 井曾太郎)、彫刻(朝倉文夫)、工芸(高村豊周)から四 氏の談話を紹介した(19)。続いて12日には、朝日新聞が、 日展廃止に際する梅原龍三郎の賛成・反対に動く不透明 な態度や「巧みにある方面と連絡し、文部省にきびしい 反省をうながした | 行動について取り上げた(20)。梅原 はこの記事を受けて同紙に寄稿し、梅原のもとに「某々 氏」が日展廃止について意見を求めてきたことを明か し、自発的に動いたものではなく、日展廃止問題と自分 との関係はそれだけであると反論するという事態に発展 した(21)。このように戦後の日展は、終戦直後の9月に 再開が要望されたものの、開催可否については毎回難航 する状況にあった。官展に対する批判や改革への訴えは 官展発足当初からあり、1935年の帝展改組(松田改組と も呼ばれる)(22)でピークに達したといえるが、終戦を 迎えてもなお、開催4回目を目前に再び混乱の様相を呈 していたといえるだろう。

2-2 プラマーの声明内容

以上のように、日本芸術院主催で決着したかと思った 日展開催に対して、洋画団体の不参加が表明されたこと で批判が集まった状況に終止符を打つかのように発表さ れたのが、プラマーによる声明であった。7月30日に 発表され、翌31日には大手新聞社三紙で大きく取り上 げられた。口頭での発表であった可能性があり、英語に よる原文は見つかっておらず正確性に欠けるが、三紙す べての記事を参照することで全容を把握することとす る。以下、プラマーの声明に該当する箇所を引用する。 旧字は新字とし、潰れて読めない字は□とした。

朝日新聞

「従来多くの美術家は審査、□□および特選制度に 不満をもっており、特に特選は一種の特権制度である としていた、来るべき日展の性格は昨年出品を拒絶し た洋画諸団体も安心して将来参加し得るようでなけれ ばならぬ、日本の現代美術の発展にこの展覧会が寄与 せぬと考えたならば、美術家や美術団体は少しもこれにしばり付けられるに及ばぬ 審査員は民主的に主要美術家、言論界、美術批評家、美術館および学界の代表者および日本芸術院会員をふくむべきである、さらに特選制度はなくして競争的に改□されるであろうが、これは政府の干渉と派閥の支配をさけるために断行すべきである」(⁽²³⁾

毎日新聞

「日展が日本の現代美術の発展に寄与せぬと考えたらこれにとらわれる必要はない、民主的な審査制度には芸術院会員のほかに一流芸術家、一流新聞の芸術批評家、国立博物館代表その他を審査員に選ぶべきであり、無鑑査制の廃止は展覧会の向上に役立つであろう | ⁽²⁰⁾

読売新聞

「過去において多くの芸術家たちは無鑑査制度とともに審査方法および授賞方法に対し不平を持っていた、昨年度の展覧会では洋画諸団体は出品を拒絶したが本年度はそれら諸団体も安心して出品できるような内容を持たなければならぬ、民主的な審査制度には芸術院会員のほかに一流芸術家、一流新聞の芸術批評家、国立博物館代表その他を審査員に選ぶべきであり無鑑査制度の廃止は展覧会の向上に役立つ、右の措置は政府が指示しあらゆる派閥により引きずられていた時代の諸悪弊を除去するためにとられるもので、こうしてはじめて日展は過去の内容に改善を加え得る、そして芸術院主催の展覧会が大衆性を持っているということを証明しなければならぬ [25]

要約すると、①審査方法などに不平を持たずに諸団体が参加できるように図ること、②審査員は芸術院会員のほかに様々な立場の人材から選出すること、③展覧会の向上のために無鑑査制度を廃止し、芸術院主催の意義を示すことの三点といえるだろう。また、三紙のなかでもっとも紙面を割いて報道した読売新聞は、プラマーの談話は「日展今後の在り方を規定しているものだけに美術界への反響は大きく、文部省としても急□にこの談話の□にそつて日展改革具体策をまとめることとなつた」と報じ、対応に追われた文部省の様子を伝えている^{©®}。声明の発表に至るまで美術記念物課と文部省とのあいだでどのような交渉経緯があったのかは不明であるものの、戦後の美術状況を伝える毎日新聞社の美術記者・船戸洪吉の『画壇』には、以下のような回想がある。

「帰米したプラマー博士の前任者シャーマン・リー氏が梅原、安田、あるいは古美術研究で交遊のあった益田 義信などから聴いた意見をまとめてプラマー氏に託したものだった」⁽²⁷⁾

これをふまえるならば、リーが親交の深かった梅原、

安田(靫彦)、益田から日展の状況を聞いて美術記念物課としてどう対処すべきかをまとめ、後任のプラマーへ引き継いだと考えられる。したがって、前出の梅原の新聞記事で6月14日夜に来訪し、日展運営について意見を求めてきたとする「某々氏」がGHQ関係者である可能性は高いだろう。この場合、リーは6月(日付は不明)に帰国していることから、帰国直前のリーよりも話を引き継いだ後任のプラマーが梅原のもとを訪ねたと考える方が自然ではないだろうか。リーによって準備された対策案をふまえプラマーが改めて梅原に意見を尋ねたのちに、7月の声明発表に至った可能性が考えられる。

2-3 プラマーらと芸術院第一部会員との懇談会

最終的に、第4回展は芸術院主催で開催されたが(10月20日-11月20日)、無鑑査制度は制限を設けつつも継続され、洋画団体だけでなく工芸作家たちも不参加を決め、彫刻家たちは芸術院会員が展覧会運営から手を引くことを要請するなど事態はあまり好転したとはいえない結末となった。船戸の回想によれば、声明発表後の8月4日に開かれた「芸術院美術部会は、その前日文部省を訪ねて「プラマー声明に応えるためにも、日展を団体の連立展にしては」と提案した梅原案を拒否」したと伝えており (28)、期待された具体策は審査員の選考方法のみにとどまり、会員による審査員とした第二科(洋画)以外は、一流の美術作家、美術研究家、美術批評家などから芸術院会員が選考して依嘱することが決まった (29)。

その後、プラマーと同僚のギャラガー (Charles F. Gallagher) (30) は、約5か月後の12月14日に、文部省の文部次官室で日本芸術院第一部 (美術) 会員と懇談会を開催している (31)。この懇談会については、翌日の朝日新聞に記事が掲載されたのみであった。以下、全文を引用する。

「日本芸術院では十四日午前十時から第一部の美術関係会員十七名が文部省に集まり、高橋院長、井出次官ら文部省側および総司令部からもプルーマー、ギャラガー、ジャズソン氏ら関係官も出席して、日展問題を中心に懇談したが、今年の日展が赤字を出したのは十五割の入場税のためであり、この際美術展の入場税撤廃方を第一部として建議しようということになった」(32)

当時の第一部会員は、表1で示した48名であるが、そのうちの17名が参加したとされ、おそらく日展の出品に関係する建築以外の4分野の代表者が参加したものと考えられる。ここで問題となっている入場税とは、かねてから映画、演劇、音楽、美術展覧会などの社会教育施設に対する十五割の入場税のことで、入場税の減免活動が各方面で盛んに行われていたことが背景となっている (33)。『日本芸術院史』には「プラマーと懇談した結果、プラマーからの日展の民主化に対する意見を容れ」翌年

表1 1948 年 12 月 14 日時点で任命および存命の日本 芸術院第一部会員。『日展史16 日展編一』(1985年) の「日本芸術院(一)(昭和二十年~二十四年)(美 術関係者)」をもとに筆者作成

		1:		* 4 4: 17 -
	分野	氏 名	生没年	発令年月日
1	日本画	横山大観	1868-1958	1937年 6 月23日
2	日本画	川合玉堂	1873-1957	1937年 6 月23日
3	日本画	上村松園	1875-1949	1941年7月4日
4	日本画	結城素明	1875-1957	1937年 6 月23日
5	日本画	松林桂月	1876-1963	1937年 6 月23日
6	日本画	鏑木清方	1878-1972	1937年 6 月23日
7	日本画	菊 池 契 月	1879-1955	1937年 6 月23日
8	日本画	西山翠嶂	1879-1958	1937年 6 月23日
9	日本画	野田九浦	1879-1971	1947年 4 月17日
10	日本画	小林古径	1883-1957	1937年 6 月23日
11	日本画	安田靫彦	1884-1978	1937年 6 月23日
12	日本画	前田青邨	1885-1977	1937年 6 月23日
13	日本画	奥村土牛	1889-1990	1947年 4 月17日
14	日本画	小野竹喬	1889-1979	1947年 7 月14日
15	日本画	中村岳陵	1890-1969	1947年 7 月14日
16	日本画	福田平八郎	1892-1974	1947年 4 月17日
17	洋画	中沢弘光	1874-1964	1937年 6 月23日
18	洋画	和田英作	1874-1959	1937年 6 月23日
19	洋画	小杉放菴	1881-1964	1937年 6 月23日
20	洋画	山下新太郎	1881-1966	1937年 6 月23日
21	洋画	有島生馬	1882-1974	1937年 6 月23日
22	洋画	石井柏亭	1882-1958	1937年 6 月23日
23	洋画	南 薫 造	1883-1950	1937年 6 月23日
24	洋画	和田三造	1883-1967	1937年 6 月23日
25	洋画	辻 永	1884-1974	1947年 4 月17日
26	洋画	川島理一郎	1886-1971	1948年10月5日
27	洋画	藤田嗣治	1886-1968	1941年7月4日
28	洋画	梅原龍三郎	1888-1986	1937年 6 月23日
29	洋画	須田国太郎	1891-1961	1947年7月14日
30	彫塑	山崎朝雲	1867-1954	1937年 6 月23日
31	彫塑	平櫛田中	1872-1979	1937年 6 月23日
32	彫塑	内 藤 伸	1882-1967	1937年 6 月23日
33	彫塑	藤井浩祐(佑)	1882-1958	1937年 6 月23日
34	彫塑	朝倉文夫	1883-1964	1937年 6 月23日
35	彫塑	北村西望	1884-1987	1937年 6 月23日
36	彫塑	佐藤清蔵 (朝山)	1888-1963	1937年 6 月23日
37	彫塑	齋 藤 素 巖	1889-1974	1937年 6 月23日
43	工芸	六 角 紫 水	1867-1950	1941年7月4日
38	工芸	板谷波山	1872-1963	1937年 6 月23日
39	工芸	香取秀真	1874-1954	1937年 6 月23日
40	工芸	清水六和	1875-1959	1937年 6 月23日
41	工芸	海 野 清	1884-1956	1947年7月14日
42	工芸	富本憲吉	1886-1963	1937年 6 月23日
44	工芸	松田権六	1896-1986	1947年4月17日
45	書	尾上紫舟	1876-1957	1937年 6 月23日
46	書	豊道春海	1878-1970	1947年7月14日
47	建築	伊東忠太	1867-1954	1937年 6 月23日
48	建築	大熊喜邦	1877-1952	1942年12月22日

には日本芸術院と会員有志によって組織される日展運営 会との共催を決めたという記述がある(34)。実際、翌年 3月に文部省は予算から日展経費の削除を決定し、明治 から続いた官費による展覧会つまり「官展の廃止」の意 向を固めるに至った(35)。その結果、予算は会員有志に よる日展運営会が会員各自の年金から捻出したことをふ まえると、懇談会では「官費の廃止」とその後の運営に ついて具体的な話し合いがなされたと考えられる。以上 の記述だけでは実際の状況については判断しかねるもの の、声明には含まれなかった組織運営に踏み込んだ「官 費の廃止」という具体策の決定まで、少なからず GHQ による関与が存在していたといえるのではないだろう か。引き続き検討を要するものの、これまで見過ごされ てきたプラマーの声明および懇談会と文部省を始めとし た日展関係者との直接の接触について明らかにすること は、戦後の美術画壇がどのような経緯を経て再編を果た していったのかを証明することに繋がるだろう。

その後の日展の動きを追うと、芸術院と日展運営会による運営となってから8年後、つまり占領解除の5年後の1957年に日本芸術院と日展の問題が国会の場で大きく取り沙汰されることになる。この結果、同年11月の第13回展を最後に日展運営会は解散し、展覧会事業と芸術院は切り離され、日展の運営は新設された社団法人日展へ移ることになった(1958年3月)。こうして、終戦後13年をかけて日展は民営へ移行し、官設展覧会の歴史は閉じることになるのである。

3 プラマーによる GHQ 文書

本章では、まずプラマーの略歴について確認したあと、プラマーの政策に対する認識を知ることのできる GHQ 文書を紹介する。一部ではあるが、日展や画壇への記述があることから、どのような関心を持っていたのかの一端を知れる貴重な資料といえるだろう。

3-1 プラマーの略歴

プラマー(図3)の略歴については、佐藤香里氏によって明らかにされているが、どのような研究者であったのかもう少し詳しく確認してみよう ®®。美術記念物課の着任者の多くが、ラングドン(ランドン)・ウォーナー(Langdon Warner、1881-1955)®が東洋・日本美術を教えていたハーバード大学出身であるように、プラマーもウォーナーの教えを受けた一人であった。プラマーは、東洋陶磁史を専門とし、特に中国の天目研究に生涯取り組み、アメリカでの中国古陶磁研究の第一人者として知られている。1935年には、中国福建省で天目茶碗の窯跡を発見し、その後は福州南台の古越州窯、上林湖畔の越州余姚窯などの古窯跡を発見・調査した。1923

図3 James Marshall Plumer (1899-1960)

年から37年までは中国の税関の仕事に従事しながら中国の大学で講義をするなどしたあと、帰国後はミシガン大学で教鞭を取り続け、東洋美術の研究と教育に従事した⁽³⁸⁾。

また、1948年に仲間とともに創刊した研究雑誌 Far Eastern Ceramic Group Bulletin は、日本の研究者による論文も翻訳して掲載するなど東洋陶磁研究に貢献した功績として知られている。日本滞在中は、陶磁研究家で東京国立博物館の調査員でもあった小山富士夫や美術記念物課の現地調査官として共に働いた仏教美術研究者の高田修、文化財科学の研究者山崎一雄らと親交をもった。前任者のシャーマン・リーが1948年6月に帰国したことから、それ以前には来日したと考えられ、1949年6月頃まで約一年間日本に滞在した。

3-2 GHQ 文書からみるプラマーの画壇への意識

本節で取り上げる文書は、プラマーの名前から始まっていることから、通常の指令書や書簡ではなく、プラマーの業務上心得ておきたい事項をまとめた内部メモであると考えられる。参照するのは、国立国会図書館に所蔵されている GHQ 文書である(図 $4-1 \sim 4-4$)(59)。日付は 1949 年 1 月 31 日で、「美術顧問官(Fine Arts Advisor)、J. M. プラマー」「宗教文化財課課長(Chief, Religions and Cultural Resources Division)」と併記され、「進捗の評価および 1949 年の計画」というタイトルで書き出している。内容は箇条書きの 10 項目で構成され、文末には「J. M. Plummer」と署名がある。以下資料を全訳したうえで引用し、可能な範囲で筆者による註釈を付した。

1. 行政的観点からの主な関心は、その年のはじめ(1948年1月)における美術記念物課の廃止であった。宗教文化財課課長へ権限が移行し、現職の二人の美術顧問官(P-7とP-5)の役割は、本質的には政策や技術的な問題に対してアドバイスを行うオブザーバーであった。

(引用者註:本文書が、美術顧問官としてのプラマー

が宗教文化財課課長(バンス、W. K. Bunce) 宛に書いたものとも考えられる。もう一人の美術顧問官とはギャラガーのことだろう。)

- 2. 責務的観点からの主な関心は、「賠償」という言葉を削除し、「文化財の賠償」問題を事実上最終的に収束させることである。
 - (引用者註:戦争によって被災した美術品の賠償問題、 略奪美術品の返還問題を指すと考えられる。)
- 3. 旧美術記念物課から継続している主な職務は、文化 財の<u>保護と保存</u>である。これは概ね、SCAP、日本政 府、文化機関、施設、関係者の目的と一致する。(下 線は原文)
- 4. 美術作品の保護・保存に抗する要素。日本の過去の文化財が素晴らしかったことは周知の通りであり、日本人は私たちと同じくらい、現在残っているものを保護し保存することが可能であると今は感じている。しかしながら、長期的にみると到底好ましいことではないことを認めなければならない。現在の極端な政治、経済、社会、教育における SCAP の政策は一これらはすべて戦前の日本 (実際的には世界中に通じる)で予期されていたことだが一文化的崩壊を予期しているからである。

図4-1 GHQ/SCAP Records, Civil Information and Education Section, CIE(C)05317-05319 の う ち CIE(C)05317, 本文書 1 頁目

a. 事例 — 政治政策:

政教分離は、対応する宗教芸術と非宗教芸術の分離に反映される(宗教目的の創作物は実用目的の製品へ、実用品は利益のための製品へと取って代わられる)。

b. 事例 - 経済政策:

機械との競争は、まず工芸家たちに製品をより速く(そしてより粗悪に)作ることを強いて、さらに自分の技術を磨くことを止め、工場に入ることを促す。

c. 事例 — 社会政策:

家庭の解体 ― 特に女性の工場や会社への進出は、 女性が家庭の神聖さと美しさを守っていた社会秩序 を打ち砕く。

d. 事例 - 教育政策:

近代の美術教育の方法は、絶えることなく弟子がいる名工の芸術伝統とは対照的で、理念的に無味乾燥としている。

- 5. 要するに、封建社会のもとで繁栄した芸術は、封建制の崩壊によって衰退や絶滅の危機に常にさらされていることを認識しなければならない。
- 6. 純粋芸術の現状:幸運にも、戦前の日本において、 現存する建物や古物の保護と保存に対して多くの措置 が取られていた。新しい慣例を設定したり新しい手段 を考案したりする必要はほとんどなく以前から存在 し、その多くが戦争を生き延びた。よって、これらの 組織や慣例を復興し、より洗練させ、再統合すること を奨励すればよいだけであった。

(引用者註:境野氏が指摘するように、文化財保護法の作成過程で、当初 GHQ は新しい法律の必要性を認めていなかったという。本文書の日付から2か月後の3月に法改正について文部省社会教育局文化課から説明があった際も、プラマーが当時の国宝保存法の原則や実際の機能にはほとんど欠点はなく、新しい法律を起草する必要はないと指摘していたという (40)。)

7. 現存する美術と工芸(living arts and crafts)の保護と保存に関する状況は、古代建築や古物に関する状況ほど満足のいくものではない。産業主義の台頭と封建制の崩壊が主な原因である。旧「軍国主義」と同様に、現在の「民主化」も芸術の地位の低さの一因となっている。遅すぎかつ誤ったことに、旧帝国芸術院を通した皇室の庇護は、質の悪い絵画と彫刻への誤った支援を確立し、その支援は現在の官僚との連携によって今も続いている。産業代替品は多くの工芸品を貶めている。「輸出のため」の製造、すなわち主とし

て目先の利益のための製造は、他を破滅させる。この 状況下で有望といえる主な要素は、民芸つまり民芸運 動であり、これは全体的な状況を改良するために検討 すべき対象である。然るべき保護と正しい導きによっ て、それは「人が使うための人による製造」という運 動になるはずである。目に見える宗教的根拠がなくて も、人生の哲学に基づくその基盤は永続性を保証する だろう。(二重下線は引用者)

- 図4-2 GHQ/SCAP Records, Civil Information and Education Section, CIE(C)05317-05319 の う ち CIE(C)05317, 本文書 2 頁目
- 8. 共産主義者やその他の破壊活動は、混沌としたまたは不安定な状況下において活発になることは知られており、また流言飛語の拡散の背後にいるという疑いがある(たとえば、日本の文化財の「喪失」や法隆寺の修繕が不適格であるという疑い)。不十分な賃金や労働環境もまた、無節操な常習的な扇動者たちに利用されるかもしれない。破壊活動の痕跡を警戒することに加えて、もっともよい防御とは、すべての芸術領域の保存と保護にかかわる文化施設や文化活動がよく統合されつつも分権化されている状態にあることのように思われる。

自国に対する人々の忠誠心、資格のあるすべての者が保護された仕事と技術を享受できる状況、また基準の維持は持続的な計画に必要であると推測される。

9. 美術顧問官は、引き続き流動的かつしなやかな基準のもと文化活動のあらゆる側面を観察し、要請された

ときには、宗教文化財課課長に最新のアドバイスができることが推奨される。この目的を達成するために、 軍政チーム、県および地方(国と同様に)の職員や個人、(国民一般と同様に)施設などと連絡をとる必要があると思われる。以下のリストは、課長が取り扱うために必要あるいは要求するかもしれないいくつかの事項である。(以下の各項目の下線は原文、二重下線は引用者)

- a. 国立博物館:館長の任命。評議委員会の維持。
 - (引用者註:新憲法が施行された1947年5月3日に帝室博物館は、文部省所管のもと国立となった。当時の館長安部能成と次長の谷川徹三が1948年4月に相次いで辞職したのち館長不在が続いていたが、1949年4月にようやく東京美術学校校長の上野直昭が兼任することになる。この時点ではまだ任命前だったと考えられる。)
- b. <u>奈良博物館</u>:国立博物館の分館としての地位を維持する。
- c. <u>帝室博物館</u>:正倉院に対する権威を維持する。 (引用者註:正倉院は奈良帝室博物館の所管であったが、a、bにあるように国立移管したときに、 宮内省が廃止され新たに設置された宮内府の所管 となった。プラマーによる認識の誤りか。)
- d. 寺社の博物館: 高野山と米沢で推奨される。
- e. <u>市立博物館</u>:目的は変わる場合があるが、国立博 物館に倣ってパターン化される可能性がある。
- f. <u>明治美術ギャラリー</u>:身分の変更、目的の変更が 推奨される。ここは<u>半年あるいは四半期ごとの</u> 「芸術家の市場」として最適な場所である。

(引用者註:聖徳記念絵画館のこと。)

- g. 県立の博物館:奨励される。
- h. <u>私立の博物館</u>:現状維持あるいは地方自治体によって維持される。
- i. <u>個人のコレクション</u>:奨励される。
- j. <u>展覧会</u>:たとえば、国立博物館の法隆寺とアイヌ 芸術は奨励される。<u>「日展」は永久に廃止</u>。

(引用者註:「法隆寺文化展」(特別展、1949年5月15日-6月14日)と「北海文化展」(本館第三室展示、7月1日-8月31日)を指すと考えられる。1949年1月26日の法隆寺金堂の火災で壁画は消失したが、「法隆寺文化展」はそれ以前から計画されたものであった。プラマーは火災当時、関西地方を調査視察で訪れており、火災現場に居合わせていた(41)。PACIFIC STARS AND STRIPESでは、プラマーがGHQ関係者も「どうしても見なければならない展覧会」として推奨しているとして詳しく報じている(42)。「北海文化展」

図4-3 *GHQ/SCAP Records, Civil Information and Education Section,* CIE(C)05317-05319 の う ち CIE(C)05317, 本文書 3 頁目

は、7や9-rで民芸を評価していることからも民族文化に興味を示していたことが推測される。)

- k. <u>国宝</u>:法律は書き直されるべき。新規登録は推奨 しない。
- 1. <u>重要美術品</u>:法律は書き直されるべき。新規登録 は推奨しない。

(引用者註:当時の国宝および重要美術品の指定・認定件数は数が多く、CIE は常々件数削減と重点的保護を訴えていた (43)。6 で指摘しているように、現時点では新たな文化財保護法の制定には消極的であったことから、抜本的な改正というよりも現行法を生かした修正を念頭に置いていたと考えられる。)

m. 美術研究所: 奨励される。

(引用者註:現在の東京文化財研究所のこと。博物館が国立移管したときに、文部省所管から国立博物館の附属施設となった。)

- n. <u>文化施設</u>:正当な場合は奨励される。破壊活動の「見せかけ」として利用される可能性がある。
- o. <u>寺社</u>:学生の引率旅行の変更が促される。現在の 法律は不当である。

(引用者註:1948年7月9日、文部省教科書局から各都道府県知事、諸学校長宛に通牒が発せられた。これは、学習指導要領社会科編の内容に、国家神社神道に対する政府の取り決めにおけるCIE

教育課の日本に対する覚書の原則に抵触する恐れがあるため、改訂を検討することが要因であった。そのため、改訂されるまでは国公立学校が神社、仏閣、教会の訪問見学を禁止することなどが定められた⁽⁴⁴⁾。これは物議をかもし、国立博物館は社寺の経済問題に加え美術教育の観点からも不当であるとして、文部省や GHQ 関係筋に意見書を提出している⁽⁴⁵⁾。プラマーの記述もこの問題をふまえてのものと考えられる。)

p. 史跡と景勝地:厚生省の管轄。

(引用者註:史跡名勝天然記念物の指定・保存行政の所管は文部省であるが、国立公園行政は厚生省の所管であった。史跡や景勝地を国立公園に指定し、保存整備を推進した。)

q. <u>東京美術学校</u>:非民主的で高水準の発展に有害で あるとして解散することを推奨する。

(引用者註:教育の民主化を目指した学制改革が行われるなか、1949年5月には東京美術学校と東京音楽学校を統合した東京芸術大学が設置された。この後約3年間、美術学校および音楽学校との併存が続いたが、1952年7月の卒業式をもって両校は閉校となる(46)。)

- r. <u>民芸運動</u>:主に消費者市場向け(展覧会や輸出品とは対照的に)の実際の手仕事に関して、注意深く観察し、奨励されるべきである。
- s. <u>浅川の朝鮮陶片</u>:貸し出し中に研究できることを 要請する。

(引用者註:朝鮮陶磁研究者の浅川伯教が朝鮮半島で採集した陶片は、貴重な基礎的資料で現在の韓国国立中央博物館に寄贈されている⁴⁷。小山富士夫によれば、この度日本へ貸し出されることになり、プラマーの尽力によって実現したという⁴⁸。)

t. <u>戦争被害報告</u>:これはロバーツ委員会の報告書と 同じ形式で出版する必要がある。

(引用者註:ロバーツ委員会とは、1943年に設置されたアメリカ政府の特別試問機関のこと。戦争地域での文化財の保護と戦闘後の文化財の返還を主な業務とした (49)。)

- u. <u>美術用語集</u>:出版の必要。
- 10. 1949 年の上半期のあいだは、文部省と国立博物館に毎週連絡をとり、頻度は少なくとも定期的には東京とその周辺の他の文化機関や施設、個人と連絡を取り続けることが、署名者の計画である。可能な限り広い視野を維持するために、前もって確立された慣行に従って定期的な現地調査旅行(月に一度かそれ以上)も計画されている。現存する美術と工芸(living arts

図4-4 GHQ/SCAP Records, Civil Information and Education Section, CIE(C)05317-05319 の う ち CIE(C)05317, 本文書 4 頁目

and crafts) の存続という長期的な課題に、以前よりも多くの時間が費やされることが予想される。

以上のように、美術記念物課が設置された当初から取 り組んできた様々な事項について、現段階での美術顧問 官そして一人の研究者としてのプラマーの所感が整理さ れている。筆者が特に注目したいのは、7、9-f、9-jの 3項目である。7では、「現存する美術と工芸」への対策 について言及し、現存する美術として、旧帝国芸術院を 中心に「質の悪い絵画と彫刻への誤った支援を確立」し てしまった官展(日展)について触れ、工芸は目先の利 益を目的としない「民芸」の奨励に活路があることを 指摘している。「living arts and crafts」という表現には、 佐藤直子氏が指摘したプラマーが今を生きる工芸技術や 工芸家の活動を「living cultural heritage」(生きた文化遺 産、佐藤訳)と表わしている点と通じ、プラマーが現在 生きている人たちによる美術や工芸も、古い美術品や文 化財とともに文化を為す要素として着目していたことが うかがえる表現といえるだろう ∞。

9-f の聖徳記念絵画館には、明治天皇・昭憲皇太后の 事蹟を伝える大壁画 80 面が常設展示されていたが、その使用方法の見直しについて触れている。平瀬礼太氏の 研究によって、絵画館は GHQ に接収されたのち、1948 年7月にプラマーが絵画館の作品の一部撤去を実施し たことが指摘されている ⁽⁵¹⁾。また、1950 年には、1947 年から開催されていた「美術団体連合展」(毎日新聞社主催)の出品点数が膨れ上がり、収集した作戦記録画を保管している東京都美術館の五室の開放が各方面から求められていった。この背景をふまえると、「芸術家の市場」とは、各美術団体の展覧会および連合展を指し、絵画館に展示スペースを確保できる展覧会会場としての適性を見出していたと考えられる。

そして、9-jでは「日展」の文言が初めて登場し、「「日展」は永久に廃止」と断定的に言い表している。前述の梅原の新聞記事で、梅原が「某々氏」に相談された内容とは以下のようなものであった。

「民間の展覧会は多く活溌ではなはだ興味あるものが数々ある。独り日展は低調である。また多数優秀なる作家は団体関係にて参加せず、さる優れざる一部的のものに限り国家はその展覧会を運営することは間違っている。禁止して一般の自由なる発達を待ちたしと思うが如何」⁽⁵²⁾

声明においても「日展が日本の現代美術の発展に寄与せぬと考えたらこれにとらわれる必要はない」(読売新聞)と述べていることからも、プラマーは諸団体が参加するはずの官設の総合展覧会として日展が機能していないことを指摘し、「禁止」や「永久に廃止」という言葉で日展の存続は困難であるという認識を持っていたことがうかがえるだろう。

おわりに

以上、プラマーの声明とその前後における日展の再編 過程と美術記念物課のかかわりについて、現在判明して いる資料をもとに確認した。経緯をふまえるならば、こ の声明を端緒として懇談会が開かれ、具体的な「官費の 廃止」つまり「官展の廃止」という日展の脱官展への道 筋は作られていったと考えられる。また、プラマーに よる GHQ 文書では、「現存する美術と工芸」への保護・ 奨励の意識はありつつも、現存する美術の展示場である 日展についてはその役割が果たされていないとして廃止 すべきであるという認識を持っていたことがわかった。 ただ、「現存する美術と工芸」の存続を「長期的な課題」 として受け止めていることから、「現存する芸術家や彼 らの組織を奨励する」(シャーマン・リー) ことは変わら ず、官展に頼らない美術活動をプラマーらは望んでいた とも考えられないだろうか。本稿では、文化財の保護や 文化制度の改革を主とした CIE 美術記念物課による、画 壇の中枢であった日展に対する介入が確かに存在してい たことを指摘した。またプラマーの文書は、課として引 き継いだ見解も含め、国内状況を詳細に把握した美術顧 問官そして研究者としてのプラマー自身の見解をうかが い知れるものであった。今後は、日展(画壇) 再編の実

藝叢36 27

態について、資料のさらなる提示とともに検証していく ことを課題としたい。

註

- (1) 日本占領関係の公文書コレクションいわゆる GHQ 文書には、「CIE」や「CI & E」などの略称表記がある。GHQ 研究の多くが「CIE」と表記しているため、本稿もそれに準じた。
- (2) 文化財の保護・復旧などを担当した初期の文化財課 (Cultural Resources) から美術記念物課へ再編され、その 後に宗教課と統合し宗教文化財課(Religious and Cultural Resources Division) となった。本稿では名称を美術記念物 課に統一して表記する。組織変遷については主に以下を参 照した。竹前栄治『GHQ』(岩波新書、1983年)、竹前栄治・ 中村隆英監修『GHQ 日本占領史第2巻 GHQ 占領管理の体 制』(日本図書センター、1996年)。
- (3) 同課の人事や設立経緯については佐藤香里①「GHQの美術行政—CIE 美術記念物課による「美術の民主化」と矢代幸雄—」『近代画説』12 (2003年)、②「GHQ/SCAPの文化政策と美術—CIE 美術記念物課の人事と文化財保護」『Intelligence』第13号(2013年)を参照のこと。
- (4) GHQ 文書には、GHQ によって占領時に作成された行政文書(指令、報告書類など)から手紙、新聞の切り抜きにいたる様々な文書が含まれる。米国国立公文書館などで撮影されたマイクロフィッシュが国会図書館憲政資料室に所蔵されている。
- (5)瀬木慎一『戦後空白期の美術』(思潮社、1996年)、『日本の前衛 1945-1999』(生活の友社、2000年)。
- (6) 前掲註(3)。佐藤香里「「美術の民主化」―被占領期における関西古美術同好会の展覧会活動について」『美術史』第162冊(発表要旨)、2006年。
- (7) 朴昭炫『「戦場」としての美術館 日本の近代美術館設立 運動/運動史』ブリュッケ、2012年、301-354頁。
- (8) 志邨匠子「シアトル美術館日本古美術展覧会 (1949年) について」『秋田公立美術大学研究紀要』第2号 (2014年)、「1949年の雪舟展計画」『近代画説』23 (2014年)、「シャーマン・リーと冷戦下のアメリカにおける日本美術受容」『鹿島美術研究』年報第32号別冊 (2015年)など。
- (9) 桑原規子「駐留軍施設における美術展示空間―アーニー・パイル劇場と陸軍教育センター」『近代画説』23 (2014年)、「戦後の在日欧米人(美術関係者)一覧』『聖徳大学言語文化研究所論叢』22 (2015年)、「山田智三郎と戦後の在日欧米人ネットワーク」『研究成果報告書 占領期の美術と冷戦―日本、ドイツ、アメリカ』(研究代表五十殿利治、2017年)など。また、桑原氏は『近代画説』28 (2019年)で特集「戦後日本美術のはじまり」を組み、戦前から戦後における日本美術史の空白期について解明すべき課題が残されている

- ことを提示している。
- (10) 五十殿利治「CIE 図書館と占領下の美術界」『藝叢』第29号(2014年)、「CIE 図書館と敗戦後の美術情報」『Intelligence』第15号(2015年)。ほかに五十殿氏は『近代画説』23(2014年)で特集「占領期の美術展と展示空間」を組み、前掲註(9)の研究報告書とともに占領期の美術活動の解明に取り組んでいる。
- (11) 佐藤直子「GHQ/SCAPと工芸技術―〈無形文化財〉という概念の誕生をめぐる考察―」『CROSS SECTIONS』 Vol.6、2014年。
- (12) 境野飛鳥①「GHQ/SCAP 文書にみる文化財保護法の成立 過程」『日本歴史』第736号(2009年)、境野飛鳥、斎藤英俊、 大和智、平賀あまな②「GHQ/SCAP 文書内の文化財保護法 草案・法案の分析・考察」『日本建築学会計画系論文集』第 75巻第647号(2010年)。
- (13) Sherman E. Lee, "My Work in Japan: Arts and Monuments, 1946-1948", In Mark Sandler (Ed.), The Confusion Era: Art and Culture of Japan during the Allied Occupation, 1945-1952, University of Washington Press, 1997, p.94.
- (14)「米教育使節団が日展見物」『読売新聞』、1946年3月11日、 朝刊、2頁。
- (15) Americo Paredes, "Nudes Stage Comeback As Japanese Art Show Opens", PACIFIC STARS AND STRIPES, March 24, 1946, p.4.
- (16)「審査員選定に五案」『読売新聞』、1948年4月28日、朝刊、 2百。
- (17)「主催は芸術院 日展を存続」『読売新聞』、1948年5月12日、朝刊、2頁。
- (18)「日展、再組織にも不参加」『読売新聞』、1948年7月4日、 朝刊、2頁。
- (19)「"日展のむし返し"芸術院主催へ反対の声」『毎日新聞』、 1948年7月5日、朝刊、2頁。
- (20) 高松「官展廃止説の内情」『朝日新聞』、1948年7月12日、朝刊、2頁。
- (21) 梅原龍三郎「日展廃止説と自分」『朝日新聞』、1948年7月19日、朝刊、2頁。
- (22) 帝展改組とは、松田源治文相が発表した帝国美術院および帝展(帝国美術院展覧会)の改革のこと。美術院を「権威ある挙国一致の指導機関」(松田文相)とすべく、在野団体の有力作家たちを美術院会員として招致し、また無鑑査制の解消など大胆な改革を目指すものであった。平生釟三郎文相による再改組を経たのち、安田英二文相のときに帝国芸術院が新設され(1937年)、芸術院(美術院)が展覧会事業と切り離され新文展が開催されるまで、2年間におよび混乱が続いた。
- (23)「日展特選をやめよ」『朝日新聞』、1948年7月31日、朝刊、 2頁。
- (24) 「民主的日展へ 司令部当局要望」 『毎日新聞』、1948年8

月1日、朝刊、3頁。

- (25)「廃止せよ無鑑査 審査員は権威網羅」『読売新聞』、1948 年7月31日、朝刊、2頁。
- (26) 前掲註(25)。
- (27) 船戸浩吉『画壇』美術出版社、1957年、53頁。
- (28) 前掲註(27)、54頁。
- (29)『日本芸術院史』日本芸術院、1979年、222頁。梅原をはじめ、 小杉放菴、須田国太郎、安井曾太郎の四氏は第二科の審査 員を辞退している。
- (30) 先行研究においてもギャラガーの略歴は不明な点が多いとされている。「CIE 電話帳」(佐藤秀夫『戦後教育改革資料2 連合国最高司令官総司令部民間教育情報局の人事と機構』国立教育研究所、1984年)には、1946年9月から同課に名前があり、1949年7月にはプラマーとともに名前がないことからそれまでの在籍だったと考えられる。ハーバード大学を卒業したこと、米海軍語学学校で日本語教育を受けていたこと、日本や中国の美術の知識を身に着け日本語が堪能であったことなどが知られている。
- (31) 「日本芸術院一覧」 『教育刷新委員会特別委員会等配布資料』 文部省調査局審議課作成、1949年4月、438頁。
- (32)「美術展入場税撤廃か」『朝日新聞』、1948年12月15日、 朝刊、2頁。ジャズソンについては現時点では不明。
- (33) 入場税は議論の末、1950年3月1日に映画、演劇は十割に、博覧会、美術展覧会、遊園地などは四割へと減税された。「社会教育施設への入場税」『国立博物館ニュース』第25号、1949年6月、1頁。「音楽会など四割にきょうから入場税引下げ」『毎日新聞』、1950年3月1日、朝刊、2頁。
- (34) 前掲註(29)、11頁。
- (35)「官費の日展はやめ 文部省で予算全部を削る」『朝日新聞』、1949年3月1日、朝刊、2頁。
- (36) 前掲註(3) 佐藤論文①、94頁。同佐藤論文②、83頁。
- (37) 明治期および岡倉天心研究では、「ラングドン」表記で統一されているが、戦後の研究史では「ランドン」と表記する例が散見される。後者が米語の発音に近くなるようにとの配慮とも考えられ、両方の表記が可能という解釈のもと本稿では併記とした。
- (38) 主に以下を参照した。ジェームス・マーシャル・プラーマー「建盞窯址の発見について」『日本美術工芸』5 月号、1949 年5月、15頁。小山冨士夫「天目山人の追憶 ジェームス・マーシャル・プラーマー教授」『陶説』6 月号、1961 年6 月、30-34 頁。山崎一雄「天目窯址の発見者 プラマーさんの思い出」同上、35-37 頁。

- (39) "Evaluation of Progress and Plans for 1949. By J. M. Plumer, Fine Arts Advisor", CIE(C)05317-05319 のうち CIE(C)05317, GHQ/SCAP Records, Civil Information and Education Section (complied by National Diet Library).
- (40) 前掲註(12) 境野論文①、70-71頁。
- (41) 「深い同情と援助 この不幸を再び繰返すな」 『国立博物館 ニュース』第20号、1949年2月、4頁。
- (42) Esther Crane, "Ueno Park Exhibit Called Local 'Must", *PACIF-IC STARS AND STRIPES*, June 8, 1949, p.2.
- (43) 前掲註(40)。
- (44)「官公立学校の社寺見学禁止」『国立博物館ニュース』第14号、1948年10月、1頁。
- (45)「国立又は公立学校主催による神社寺院等の訪問禁止について」『国立博物館ニュース』第18号、1949年1月、4頁。
- (46) 『東京芸術大学百年史 大学篇』 ぎょうせい、2003 年、13-14 頁。
- (47)「浅川伯教・巧兄弟の心と眼―朝鮮時代の美」展図録、美術館連絡協議会、2011年、160頁。
- (48) 前掲註(38) ジェームス・マーシャル・プラーマー「建 盞窯址の発見について」、15頁。
- (49) 前掲註(3) 佐藤論文①、81頁。同佐藤論文②80-81頁。
- (50) 前掲註(11)、50-51頁。
- (51) 平瀬礼太「第1章 戦争画とアメリカ」『姫路市立美術館研 究紀要』第3号、1999年3月、34-37頁。
- (52) 前掲註(21)。

図版典拠

- 図1 『読売新聞』(1946年3月11日付、朝刊、2頁)。
- 図 2 PACIFIC STARS AND STRIPES (March 24, 1946, p.4)、 資料提供: 国立国会図書館。
- Image: Some Source (Ed.), Langdon Warner through his letters, Indiana University Press, 1966, p.75.
- 図 $4-1\sim 4-4$ GHQ/SCAP Records, Civil Infomation and Education Section, CIE (C) 05317-05319 のうちCIE (C) 05317、資料提供: 国立国会図書館。

謝辞

本稿執筆にあたり、以下の方々にご教示およびご協力 を頂きました。記して厚く御礼申し上げます。佐藤香里 氏、桑原規子氏、武梦茹氏。

(かわむら えみこ)